

| |
|------------------------------|
| 1 年 保 存 |
| 秘 |
| 固 無制限 |
| 平成23年6月20日から 平成24年6月19日まで |

基安安発 0620 第1号
基安労発 0620 第1号
基安化発 0620 第1号
平成23年6月20日

岩手労働局労働基準部長 殿
宮城労働局労働基準部長 殿
福島労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局安全衛生部

安 全 課 長
労 働 衛 生 課 長
化 学 物 質 対 策 課 長
(契 印 省 略)

東日本大震災の被災地におけるがれき処理による労働災害防止
対策徹底のための集中パトロール等の実施について

標記については、本年5月のいわゆるゴールデンウィーク期間の前及びその期間中に、本省からも職員を派遣して実施するとともに、その後も各局においてパトロールを実施してきたところであるが、夏季を迎え熱中症予防対策、感染症予防対策等が重要になるとともに、がれき処理作業が本格化し、防じんマスク着用の徹底及び車両系建設機械との接触防止措置の徹底を図ることが必要となっていることから、別紙「がれき処理作業における労働災害を防止するための集中パトロール等実施要領」を策定したので、下記に留意の上、その効果的な実施に遺漏のないようにされたい。

記

1 パトロール対象事業場の把握

関係地方自治体に確認の上、6月中にプレパトロールを実施する等により本パトロールにおいて対象とすべき事業場を把握すること。

2 広報

7月のパトロールは全国安全週間の本週間の週に実施することから、同週間中の行事として位置付け、事前にその実施を広報するとともに、結果を公表する等広報効果を上げる

手法をとること。

3 パトロールにおける保護具の活用

各局には、保護具メーカーから無償提供を受けた防じんマスクがすでに送付された他、作業用手袋、防じんゴーグル等が別途送付される予定であるので、これをパトロールの際に必要な応じて配布する等有効に活用すること。

4 自治体との連携

必要に応じ、がれき処理を発注する自治体とも連携の上、パトロール、集団指導等の効果的な実施に努めること。

5 気中石綿濃度の測定

本省では、測定機関による被災地の気中石綿濃度の測定（定点測定及び個人モニタリング）を請負契約により行うこととしているので、別途指示するところにより、事業者の了解が得られるよう働きかけること。

なお、実施時期は未定であるが、本パトロールと同時期になる場合もあること。

取扱注意

平成23年6月20日
労働基準局安全衛生部
安全課
労働衛生課
化学物質対策課

がれき処理作業における労働災害を防止するための集中パトロール等実施要領（案）
（平成23年7月6日（水）～8日（金）及び8月24日（水）～26日（金）実施）

1 趣旨

東日本大震災により発生した「がれき」の処理作業における労働災害を防止するため、5月のゴールデンウィーク期間前及び期間中に、本省からも職員を派遣し、約100現場に対して「集中パトロール」を実施した。

その結果、①防じんマスクの着用の徹底が不十分な面が見られたこと、②車両系建設機械との接触防止措置について、誘導者の配置は行われているものの、作業者に接近しすぎる場面が見られたこと等の問題点が判明したところである。

これから、①東北地方が梅雨に入ることにより、その蒸し暑さから防じんマスクの着用が不十分になる可能性が高いこと、②がれきに含まれている石綿へのばく露のおそれに加え、津波により陸に運ばれたヘドロに付着した細菌等が気温上昇に伴い繁殖し、これらへのばく露により感染症の発症のおそれもあること、③がれき処理作業の本格化により、数多くの車両系建設機械が現場に投入されることによる労働災害の発生が懸念されること等から、再度、「集中パトロール」等を実施することとする。

2 実施内容

今回の「集中パトロール」等では、下記の内容を行うこととする。

● 集中パトロール（7月上旬及び8月下旬）

集中パトロールにおいて、平成23年3月28日付け3課長通知「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害復旧工事における労働災害防止対策の徹底について（その2）」に掲げる事項の遵守状況について、実際の作業現場において「チェックリスト」（別添）を使用して把握する。チェックリストに示した措置が遵守されていない場合には、防じんマスク等の配布やリーフレット「がれきの処理における留意事項」を手交し、措置の改善を指導する。また、熱中症予防対策については、リーフレット「熱中症を防ごう!」を活用して指導する。

● 集団指導（7月上旬）

6月3日に建設業界内に設置された「東日本大震災復旧・復興工事安全推進本部」

での会合において、「がれき処理」作業等が地元雇用優先で発注される等、広域かつ大規模な震災復旧・復興工事の実施に伴って異業種からの労働者の参入増加等が予想されることから、新規参入者を対象とした安全衛生教育の推進が必要である。」との指摘があったことも踏まえ、①新規参入者を対象とした安全衛生教育の実施の徹底、②防じんマスクの着用の徹底等について、がれき処理作業を請け負う事業者を対象に、集団指導を実施する。

3 実施日、実施場所等

(1) 集中パトロール

●実施日

平成23年7月6日(水)～8日(金)

(うち、一日は雨天中止の場合の予備日とすることも考慮)

平成23年8月24日(水)～26(金)

(同 上)

なお、労働局、被災地を管轄する労働基準監督署の実情等を踏まえ、開始時間を決定すること。

●実施地域

① 岩手労働局管内

7月：山田町、大槌町、釜石市、大船渡市

8月：宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市

なお、がれき処理作業の進捗状況を踏まえ、労働局の判断で、実施地域を変更して差し支えないこと。

② 宮城労働局管内

7月：気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、

七ヶ浜町、多賀城市、名取市、岩沼市、亘理町、山元町

8月：気仙沼市、南三陸町、石巻市、女川町、

七ヶ浜町、多賀城市、名取市、岩沼市、亘理町

なお、がれき処理作業の進捗状況を踏まえ、労働局の判断で、実施地域を変更して差し支えないこと。

③ 福島労働局管内

7月：いわき市、南相馬市、相馬市、新地町

8月：いわき市、南相馬市、相馬市、新地町

なお、がれき処理作業の進捗状況を踏まえ、労働局の判断で、実施地域を変更して差し支えないこと。

●持参物

- ・別添「チェックリスト」(5月のゴールデンウィーク期間前及び期間中に実施した「集中パトロール」時に使用したものと同一もの)
- ・パトロール時に配布するための防じんマスク

- ・パトロール時に配布するためのリーフレット「がれきの処理における留意事項」（事業者向け、労働者向け）
- ・パトロール時に、必要に応じ配布するための防じんゴーグル、皮革製作業手袋
- ・必要に応じ配布するための「復旧工事に必要な保護具一覧」及びその「問い合わせ先一覧」（建設業労働災害防止協会（以下「建災防」という。）作成）

●パトロールの班編成

パトロールにおいては、実施地域ごとに、原則1チーム2人として、3チームに分けて実施すること。

また、7月のパトロールについては、全国安全週間期間中に実施するものであるため、労働局長の参加も考えられること。

なお、他局からの応援（本省、建災防、独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「安衛研」という。）からの応援を含む。）人数を考慮して、班編成を考慮すること。

（他局からの応援人数（本省、建災防、安衛研からの応援を含む。）については、後日、連絡する。）

（2）集団指導

●実施日

平成23年7月上旬で、労働局が決めた日

●実施場所

① 岩手労働局管内

宮古市、釜石市、大船渡市

② 宮城労働局管内

石巻市（仙台市については、5/2及び6/10に実施済のため、今回は対象外）

③ 福島労働局管内

（福島局内においては、放射性物質を含む可能性のあるがれきの処理問題等があるため、今回は対象外とし、別途、後日、福島労働局と相談し企画することとする。）

●次第（計 1時間程度）

○地元労働局挨拶

○本省職員による説明（30分程度）

- ・防じんマスクの着用の徹底（防じんマスクをどこで入手できるかにも触れる）
- ・熱中症の予防
- ・車両系建設機械と作業員との接触防止
- ・混在作業における労働災害防止
- ・新規参入者に対する安全衛生教育の実施の徹底（テキストは建災防等で作成）
- ・復旧工事安全衛生確保支援事業（プラットホーム等）の紹介

○日本保安用品協会保護具アドバイザーによる防じんマスクの正しい装着方法の実演（30分程度）

4 本省への報告

- ① パトロールの具体的なスケジュールが決まり次第、本省安全衛生部安全課まで連絡すること。（なお、他局職員、本省職員及び安衛研研究員の宿泊場所、被災地への移動手段の手配、建災防職員（安全管理士等）の移動手段の手配を配慮いただきたいこと。）
- ② 本省職員及び日本保安用品協会保護具アドバイザーを派遣する関係上、集団指導の日程、概ねの参加人数が決まり次第、本省安全衛生部安全課まで連絡すること。（なお、本省職員の宿泊場所、被災地への移動手段の手配を配慮いただきたいこと。）
- ③ パトロール実施後、速やかに、現場パトロールの結果（チェックリストの写し）を本省安全衛生部安全課まで送付すること。（7月実施分と8月実施分の2回に分けて送付すること。）

「がれき処理作業」安全パトロールチェックリスト

実施日時：平成23年 月 日

実施者氏名：

| | | | | |
|--------|---|----------|--|--------|
| 発注者の名称 | | 元方事業者の名称 | | 入場労働者数 |
| | | | | 人 |
| 作業場所 | | | 作業内容（該当作業にチェック） | |
| 県 | 市 | 町・村 | <input type="checkbox"/> 人力作業のみ <input type="checkbox"/> 建設機械作業のみ <input type="checkbox"/> 人力作業と建設機械作業の混在 | |

| 主な項目 | No. | 点検項目 | 良 | 否 | 該当なし |
|--------------|-----|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 安全衛生管理体制等 | 1 | 近接する事業者同士の作業の輻輳や、混在作業による労働災害を防止するため、必要な連絡調整を実施しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 2 | 労働者に対する指揮命令系統を明確にし、現場で作業指示を行う者を定めているか（作業指示を行う者であることが労働者にわかるようになっているか） | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 3 | 新たに雇入れた労働者や建設作業に不慣れな労働者に対し、あらかじめ安全衛生教育を実施しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 4 | 当日の各労働者の作業範囲を定め、作業開始前のミーティング等で周知しているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 作業一般における安全対策 | 5 | 倒壊するおそれがある建築物等の近くで作業を行わせていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 6 | 不安定ながれきの上等高い所で作業を行わせていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 7 | 重量のあるがれきや大きながれきを理する場合には、複数の労働者によって作業を行わせているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 8 | がれきの運搬・搬出方法は定められているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 9 | 作業区域に関係労働者以外の立入禁止措置を講じ、又は監視員を配置する等被災者等を災害に巻き込むことを防止する措置を講じているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 粉じん障害防止対策 | 10 | 呼吸用保護具（防じんマスク【注】）は適切なものを使用し、事前にフィットチェックを行わせているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 11 | 使い捨て式防じんマスクをメーカーが示す基準を超えて長期に使用させていないか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 12 | 石綿が含まれているおそれのある古い建材を処理する場合に、散水等の湿潤化対策、破損せずに処理するための対策、関係者以外の立入禁止措置等を行っているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

| 主な項目 | No. | 点検項目 | 良 | 否 | 該当なし |
|--------------|-----|---|--------------------------|--------------------------|--------------------------|
| 車両系建設機械の安全対策 | 13 | 「ドラグ・ショベル」や「ブルドーザー」等の車両系建設機械の運転業務について、技能講習を修了した者等必要な資格を有する者に行わせているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 14 | 車両系建設機械等と接触するおそれのある作業区域に他の作業者の立入禁止措置を講じているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 15 | 不安定な地盤上で作業を行わせる際に、敷板や敷角等を用いた転倒防止対策を講じているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 16 | 車両系建設機械の点検・整備等について、適切に計画され、実施されているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 17 | 「ニブラ」、「グラップル」などの解体用に使用される機械についても、上記項目13～16に準じた対策を講じているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 危険物の取扱い | 18 | 工場跡地などがれき処理を行う場合に、あらかじめ、化学物質の関連情報を可能な限り入手し、これに応じた対策を講じているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 19 | がれきの中に変圧器やコンデンサー等PCBが混入しているおそれのある電気設備があった場合の対応について定めているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| その他の保護具等 | 20 | 保護帽、安全靴、作業手袋、防じんゴーグル等の保護具は、作業内容に応じた適切なものを使用させているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 21 | 労働者は作業内容に適した服装か | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| 緊急事態への対応 | 22 | 揺れの強い余震が発生した場合、等緊急時における退避方法、連絡体制等を定めているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | 23 | 労働者が被災した場合において、病院等との連絡体制は整備されているか | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| その他追加項目 | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| | | | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

注) 使い捨て式防じんマスクは国家検定合格品又は米国NIOSH規格(N95、N99又はN100)適合品を用いること。取替え式防じんマスクは国家検定品を用いること。

(チェックリスト記入に当たっての留意事項)

1. チェックリストの各項目については、現場の目視、責任者等からの聞き取りにより記入可能な範囲で記載すれば足りること。確認できなかった項目については空欄とすること。
2. 対象現場において該当作業等がなかった場合には、「該当なし」をチェックすること。
3. チェックリストの項目のうち、「否」に該当した場合には必要な指導を行うこと。
4. 現場の状況により、追加すべき項目が有る場合には適宜追加すること。